

社会福祉法人きまもり会 実習生等受入規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人きまもり会（以下「法人」という。）が運営する各施設（以下「各施設」という。）における実習生等の受け入れについて必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この規程において、実習生等とは学校法人等から依頼された実習生、研修生、小中学校教員免許希望者等をいう。

(実習生等の受入)

第3条 施設長は、実習生等を受け入れるときは、実習生等または実習生等の受け入れを依頼する者（以下「実習依頼者」という。）から、あらかじめ当該実習の期間、内容等を明記した実習計画等を提出させるものとする。

2 施設長は、前期の実習計画等を受理した後、当該実習計画等の内容を検討したうえ、業務運営に支障がないと認められるときは、実習生等を受け入れることができる。ただし、施設長は、実習生を受け入れることが適当でないと認められるときは、実習依頼者に対して、理由を付して受け入れを拒否することができる。

(協力内容)

第4条 施設長は、実習生を受け入れるときは、次の各号に掲げる範囲内で協力するものとする。

- (1) 実習生等に対する指導及び助言を行うこと
- (2) 実習生等に障害のある方等に対する支援や介助、交流等を体験させること
- (3) 食事の提供を行うこと
- (4) その他施設長が特に必要と認めること

(食費の徴収)

第5条 施設長は、食事の提供を行ったときは、実習生等から原材料費相当額もしくは弁当代実費を徴収しなければならない。

(指導料)

第6条 施設長は、実習生等の受け入れに伴い、実習依頼者から契約に基づいた指導料の申し出があったときはこれを受け取るものとする。

(実習期間中の事故防止等)

- 第7条 施設長は、実習生等を受け入れるに当たり、事故等の発生を防止するため、実習生等および実習依頼者に対し、あらかじめ注意事項等を伝えるものとし、実習生等が、その注意事項を遵守しない場合は、当該実習を中止することができるものとする。
- 2 施設長は、実習生等および実習依頼者に対し、実習期間中の事故等に対応した保険に加入しているか否かを確認することとし、保険に加入していない場合には、責任を負えないことがあることを説明するとともに、事故発生時の対応について協力を求めるものとする。

(実習生等の健康診断及び個人情報保護)

- 第8条 施設長は、実習生等の受け入れにあたって実習生等の検便による細菌検査結果等の報告書の提出を求めることができるものとする。
- 2 施設長は、実習生等の受け入れにあたって実習等により知り得た利用者等の個人情報、法人情報について他に漏らさない旨の誓約書の提出を求めることができるものとする。
- 3 施設長は、必要に応じて学校において予防すべき伝染病として規定されている麻しんの罹患歴及び予防接種歴の確認を実習生等に求めることができるものとする。

(委 任)

- 第9条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

(改 正)

- 第10条 この規程の改正には、理事会の議決を要する。

附 則

この規程は令和2年11月26日から施行する。